

財務省

主計局 法規課 制度政策対策組織 係 様

お世話になっております。

下記税制制度政策につき、提案書を作成いたしましたので、
省内で議論して頂き、政府税制調査会へと進展頂けることを期待します。
宜しく御願いたします。

〒001-0011

北海道札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3
ノースタウンハウス 2 2 2

高桑 広仁

連絡先：090-2392-8284

FAX：011-788-5132

税制度の一部見直し施策について

内部留保課税に於いて、特定同族会社に於ける 資本金を基準とした課税対象の区分を、規模（全従業員数等）に準じた適切な内部留保金を設定することにより、既存制度に於いて下記の対策を講ずる事による課税回避の実情が、特定同族会社として課税対象とされている既存のそれとの公平感の均衡を保つことになる。

（既存の同族会社税制制度概要）

中小企業以外とされる資本金 1 億円以上企業・・・特定同族会社の適用

中小企業とされる資本金 1 億円以下の企業・・・同族会社の適用対象外

（課税回避対策方法論）

- * 資本金を 1 億円以下にすることによる、同族会社とされる適用の対象外とする方法
- * 中小企業化させた企業が受ける現行の様々な中小企業に対する特例

（税制制度の見直しの根拠）

- * 株主配当を原則とする株式会社の社会的意義
- * 企業利益に準じた労働の対価とする利益分配の重要性

先進国とされる国々の中で、低下の一途を辿る我が国の労働生産性の底上げに直接繋がる制度見直しであることから、税制制度の見直しが求められている。

（制度見直しの具体的措置）

- * 同族会社に於ける資本金額から規模（全従業員数等）に対する課税対象判断に移行
- * 全ての企業に於ける各年度ごと第三者機関による会計監査を経て、一般的な損益計算書の必須課目として位置付ける
- * 利益余剰金（内部留保）の第三者に向けた可視化
- * 税務機関による企業の会計監査データの把握と監督指導
- * 従業員の対象範囲を正規非正規を問わない全労働者と位置付けする
- * 雇用面での扱いに付き、経営責任と労働の対価の両者の意義を再確認する意味に於いて経営責任に関与しない管理職位への扱いに対する労働環境を含めた確認及びその見直し

（制度見直しに於ける具体的影響）

- * 上記の税制制度見直しの影響が、各企業への応募に関して重要な判断材料となる
- * 株主に対する総会以外での信用度ある情報の発信

以上

令和7年11月10日

〒001-0011

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23
ノースタウンハウス222

高桑 広仁